



国宝
蓮池水禽図(部分)
俵屋宗達

M U S E U M P A R T N E R S

京都国
ミュージアムパートナー

ご支援のお願い

重要文化財
色絵釦隠(部分)
伝野々村仁清作

お申込み・
お問い合わせ

1
京都国立博物館
平成知新館
1階インフォメーション
申込書をご用意しています。
ご記入いただきまし
たら、
後日、下記担当より
お支払い方法等をご連絡いたします。

2
京都国立博物館
総務課事業推進係
ミュージアムパートナー担当
申込書のご請求ほか、
各種お問い合わせは
こちらまでお願いいたします。
〒605-0931
京都市東山区茶屋町527
Tel. 075-531-7504
Fax. 075-531-7719
Mail: jigyo_kyohaku@nich.go.jp

ご挨拶

京都国立博物館は、明治30年(1897)に「帝国京都博物館」として開館して以来、古都・京都を中心とした神社仏閣等の貴重な文化財を保護するために保存・収集・研究・展示等の活動を進めてきました。当館が未来へ向けて新たに歩を進めるにあたり、「京都」という伝統文化を継承する地にあることを重視し、「文化財を護り伝える」「文化財を護る風土をはぐくむ」拠点として、さらに「開かれた博物館」として、多くの皆様に愛され、利用される博物館を目指します。当館の財政基盤の中核は国からの交付金および入館料等の自己収入ですが、当館のミッションを達成するためには、広く皆様のご理解とご協力が欠かせません。なにとぞご支援くださいますようお願い申し上げます。

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館 館長

ミュージアムパートナーとは
京都国立博物館の諸活動に対して広くご支援をいただくため、ミュージアムパートナー制度を設けました。皆様からのご支援は、文化財の収集・保管・修理、展示・公開、教育普及事業等の充実のために役立てられます。また、ご支援いただく金額に応じて、様々な特典をご用意しております。

文化財の
収集・保管・修理

収藏品件数は、社寺からの寄託や、京文化にかかる文化財の購入、厚意による寄贈によって年々増加しています。こうした文化財を後世に伝えるため、安全な環境での保管、修理を行っています。

展示・公開

名品ギャラリー(平常展示)では、陶磁・考古・絵画・工芸・彫刻といった分野ごとに、約1万4千件の収藏品の中から選ばれた作品が展示されています。また、特定のテーマのもとで大規模な展示を行う特別展を開催しています。

教育普及

展覧会および展示作品への理解を深め、文化財への関心を高めるために、講座、ワークショップ、学校等との連携事業や、ボランティア活動の支援を行っています。



調査研究

京都市を中心とした近畿地方の古社寺の文化財悉皆調査を昭和54年度から実施しています。また、文化財についての調査研究の成果を紀要「学叢」や展示の中でご紹介しています。



施設整備

利用者や文化財にとって快適な環境をつくるためには、建物等の設備の整備が欠かせません。日々の環境保全のほか、現在は重要文化財「明治古都館」の保存・活用を進めています。

M
U
S
E
U
M

P
A
R
T
N
E
R
S

協賛金

プロンズ(個人) 10万円

シルバー(団体・個人) 50万円

ゴールド(団体・個人) 100万円

プラチナ(団体・個人) 300万円

認定期間

認定日より1年間(12か月間有効)

協賛金の
使途

- 1 文化財の購入・修理
- 2 名品ギャラリー及び特別展等の充実
- 3 教育普及事業の充実
- 4 調査研究の充実
- 5 施設整備等の充実
- 6 その他、博物館の運営に関するこ



協賛特典

	プロンズ 個人	シルバー 団体・個人	ゴールド 団体・個人	プラチナ 団体・個人
当館支援の広報・表示	●	●	●	●
館内掲示板掲載	●	●	●	●
ウェブサイト掲載	●	●	●	●
広報誌「京都国立博物館だより」掲載	●	●	●	●
特別展開会式・内覧会ご招待(2名まで)	●	●	●	●
名品ギャラリー観覧券のご提供	20枚	100枚	200枚	250枚
特別展観覧券のご提供	5枚	30枚	60枚	80枚
図録等刊行物のご送付	1部	1部	1部	2部
所得税・法人税の優遇措置	●	●	●	●
食事会へのご招待	—	2名まで	2名まで	4名まで
施設利用料金の減免(協賛金の10%まで)	—	●	●	●
名品ギャラリー無料観覧(社員証等提示 回数制限なし)	—	—	—	●
名品ギャラリー貸切鑑賞会の開催(1回 最大200名)	—	—	—	●
グランドロビーでのパーティーの開催等 (1回 最大200名 飲食代等別 休館日・開館時間)	—	—	—	●

税制上の
優遇措置について

当館を運営する独立行政法人国立文化財機構は、税法上の優遇措置の対象となる「特定公益増進法人」です。よって、当館にご寄附いただいた個人・団体は、当該寄附金について一般の法人に対する寄附金とは異なる所得税・法人税の優遇措置を受けることができます。ミュージアムパートナーの協賛金はこの税制優遇の対象となっております。

所得税	個人が当館にご寄附くださった場合、「寄附金控除」の制度が利用できます。 寄附金控除額は「特定寄附金の合計額(総所得金額等の40%を限度)-2千円」で計算されます。
法人税	法人が当館にご寄附くださった場合、その寄附金額を一般の寄附金とは別枠で損金に算入することができます。損金算入限度額は、「(資本金等の金額×0.375%+所得金額の6.25%)×1/2」で計算されます。